

第42回 建築物 環境衛生管理 全国大会

快適から安心へ。



メインテーマ

「高齢化社会における建築物衛生を考える」

会期 平成27年1月22日(木)・23日(金)

会場 (一財)日本教育会館一ツ橋ホール
(東京都千代田区一ツ橋2-6-2)

行事

第1日目 1月22日(木) 9:40~

- 研究発表..... 9:43~10:48
- 専門講座..... 11:05~12:10
- 大会式典..... 13:00~14:00
- 研究発表..... 14:18~16:27
- センター報告..... 16:38~17:08

第2日目 1月23日(金) 9:40~

- 研究発表..... 9:43~10:22
- 特別講演..... 10:35~12:15
- 研究発表..... 13:03~13:42
- シンポジウム..... 14:00~16:35

式典

厚生労働大臣表彰

(建築物環境衛生功労者)

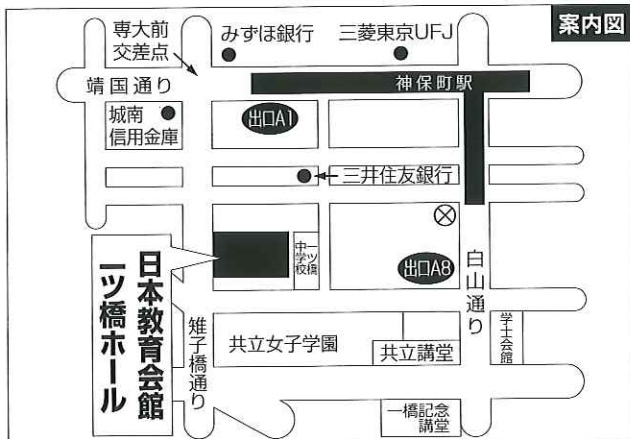
(公財)日本建築衛生管理教育センター会長表彰

(建築物の環境衛生管理事業功労者)

第41回大会研究集会優秀発表表彰

事前の参加予約は必要ありません。当日会場で受付をされてご入場ください。なお、受付の際に名刺をいただいておりますが、その個人情報は次回大会のご案内以外使用いたしません。

案内図



(一財)日本教育会館一ツ橋ホール

所在地/東京都千代田区一ツ橋2-6-2

TEL. 03-3230-2831

交通/●地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線神保町駅(A1出口)
下車徒歩3分

- 地下鉄都営三田線神保町駅(A8出口)下車徒歩5分
- 東京メトロ東西線竹橋駅(北の丸公園側出口)下車徒歩5分
- 東京メトロ東西線九段下駅(6番出口)下車徒歩7分
- JR総武線水道橋駅(西口出口)下車徒歩15分

駐車場/駐車場施設はありませんので、電車等をご利用ください。



公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター本部

<http://www.jahmec.or.jp>

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目6番1号 大手町ビル7階743区 TEL 03-3214-4627(代表) FAX 03-3214-8688

財団法人 ビル管理教育センターは、平成25年4月から
公益財団法人 日本建築衛生管理教育センターに変わりました。

○分室 〒108-0073 東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル1階 120区 TEL.03-5765-0505
○関西支部 〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-4-1 阪急千里中央ビル9階 TEL.06-6836-6605

1月22日(木)

専門講座 11:05~12:10

講座名「建築物の新たな省エネルギー基準と技術の動向」

講師:澤地 孝男氏(国土交通省 国土技術政策総合研究所 住宅研究部長)

1月23日(金)

特別講演 10:35~12:15

演題「見ることの不思議」

演者:一川 誠氏(千葉大学文学部行動科学科 教授)

シンポジウム 14:00~16:35

テーマ「高齢者社会福祉施設の現状と健康影響」

座長:松谷有希雄氏(国立保健医療科学院 院長)

- ①「高齢者社会福祉施設の定義と分類」—— 阪東美智子氏(国立保健医療科学院生活環境研究部 主任研究官)
②「高齢者社会福祉施設の感染症対策の現状と課題」—— 倉 文明氏(国立感染症研究所細菌第一部 主任研究官)
③「高齢者社会福祉施設等に対する東京都の取組みと課題について」—— 高貝 健治氏(東京都健康安全部環境保健衛生課指導係 課長補佐)
④「今後の高齢者社会福祉施設に望むもの」—— 大澤 元毅氏(国立保健医療科学院生活環境研究部 主任研究官)

1/22(木)

9:43~10:48 [空気環境]

座長 柳 宇氏(工学院大学建築学部建築学科 教授)

- 01.室内環境における粒子状物質の実態調査 —— 鎌倉 良太氏((公財)日本建築衛生管理教育センター)
02.空調機ドレン排水口の実態調査 —— 伊藤 喜教氏(東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課)
03.特定建築物におけるPM_{2.5}に係る実態調査 —— 大川 将司氏(東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課)
04.大学校舎における空気質の実態調査-新築後使用前での空気環境測定結果- —— 山野 裕美氏((株)シミスビルライフケア)
05.空調設備の汚染レベル調査と汚染評価ガイドラインの提案(5)-個別空調汚染の実例報告- —— 清水 晋氏((一社)日本空調システムクリーニング協会)

14:18~14:57 [省エネ・改善]

座長 飯塚 宏氏(㈱日建設計設備設計部門 副代表)

- 06.病院施設における省エネ事例-外気導入量の適正制御- —— 伊藤 昭氏((株)日建設計)
07.節水便器の普及による経済性の評価 —— 小島 邦晴氏((株)共立エステート)
08.温浴・プール施設の水道料金を大幅に削減する水処理装置 —— 田中 利暖氏((株)キッツ 環境技術グループ)

15:03~15:42 [給排水]

座長 坂上 恭助氏(明治大学理工学部 教授)

- 09.次亜塩素酸水溶液を用いたビルビット臭気の抑制 —— 山下 光治氏((株)エイチ・エス・ビー)
10.貯湯槽設備における金属溶出 —— 尾台 荘悟氏((公社)全国建築物飲料水管理協会)
11.排水管清掃の評価と掃除口の設計要件 —— 今井 昭彦氏((一社)全国管洗浄協会)

15:48~16:27 [健康影響]

座長 大井田 隆氏(日本大学医学部 教授)

- 12.特定建築物における水景施設の実態調査-大阪府版水景施設におけるレジオネラ属菌汚染リスク評価法の検討- —— 窪田 智史氏(大阪府和泉保健所)
13.加湿用水槽からのレジオネラ属菌の検出事例 —— 原田 隆嗣氏(文京区文京保健所 生活衛生課)
14.各国におけるレジオネラ規制動向 —— 藤本 和富氏(抗レジオネラ空調用水処理剤協議会)

16:38~17:08 [センター報告]

杉山 順一氏((公財)日本建築衛生管理教育センター調査研究部研究情報課 課長補佐)

1/23(金)

9:43~10:22 [ねずみ等]

座長 武藤 敦彦氏((一財)日本環境衛生センター環境生物部 部長)

- 15.建築物ねずみ昆虫等防除業登録業者におけるIPMに関する意識調査 —— 松井 隆一氏(東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課)
16.建築物におけるねずみ昆虫の生息状況に関するアンケート調査 —— 元木 貢氏(害虫防除業中央協議会)
17.LED照明に誘引される昆虫類 —— 木村 悟朗氏(イカリ消毒(株))

13:03~13:42 [清掃・廃棄物]

座長 岸 正氏(BCM研究舎 代表)

- 18.建築物の清掃業務の管理難易度に関する調査 —— 正田 浩三氏(東京装美興業(株))
19.水研磨・床ワックス管理とCO₂排出量削減への取り組み —— 笠原 裕樹氏(和光産業(株)みなとみらい事業所)
20.清掃作業従事者研修の見直しによる顧客満足度と品質改善 —— 河村 憲秀氏(サマンサジャパン(株))

調査研究 事例報告

主催
●(公財)日本建築衛生管理教育センター後援
●厚生労働省
●東京都
●日本公衆衛生学会
●(公社)空調調和・衛生工学会
●日本衛生学会
●日本環境管理学会●(一社)日本ビルメンテナンス協会
●(公社)全国ビルメンテナンス協会
●(一社)不動産協会
●(公社)全国建築物飲料水管理協会
●(公社)日本ベストコントロール協会
●全国管工事業協同組合連合会●(一財)日本公衆衛生協会
●(一財)日本環境衛生センター
●(公財)日本環境整備教育センター
●(公社)日本空気清浄協会
●(公社)ロングライフビル推進協会
●(一社)日本空調システムクリーニング協会●(一社)全国管洗浄協会
●(公社)全国ハウスクリーニング協会
●(一社)日本建築設備診断機構(順不同)
※(公社)公益社団法人、(公財)公益財団法人
(一社)一般社団法人、(一財)一般財団法人

16. 建築物におけるねずみ昆虫の生息状況に関するアンケート調査

○元木貢、谷川力、村田光、月城熙城、安居院宣昭（害虫防除業中央協議会）

1. 目的

建築物衛生法においては、3,000 m²以上（学校においては8,000 m²以上）の特定建築物について、6か月以内ごとの調査（施行規則第4条5の2の1）、発生しやすい箇所については2か月以内ごとの調査（技術上の基準、告示119号）が義務付けられている。さらに、建築物環境衛生維持管理要領（健発第0125001号局長通知）・同マニュアル（健発第0125002号課長通知）により、IPMによるねずみ・昆虫等防除の促進が図られている。また、特定建築物以外の不特定多数の者が利用する建物であっても、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理する努力義務が課せられているが、それら法規定外の建物においては、どの程度の努力義務が果たされているか実態は不明である。

害虫防除業中央協議会においては、平成26年度事業計画「建築物衛生法の改正に向けての調査研究」の一環として、建築物衛生法に定められている特定建築物の延べ「床面積3,000 m²以上」の基準値に関して、その意義を検討することとした。

そこで、3,000 m²以上と3,000 m²未満の建築物におけるねずみ・昆虫等の生息状況等の実態の違いを把握することが重要と考え、建築物の築年数、延べ面積、用途、契約内容、有害生物発生状況、清掃などの管理状況、IPMの順守状況、管理者の協力状況などの項目について、ねずみ・昆虫等の防除を業務とする事業者に対し、アンケートを実施した。

2. 調査方法

（公社）日本ペストコントロール協会会員883社に、書面にてアンケートを送付、回答期間は2014年2月21日～3月21日とし、返信用封筒により回収した。回答社数は295社（33.4%）、現場数として3,382件の回答が得られた。

3. アンケート結果

3.1 建物の所在地・延べ面積

全都道府県で3,296現場の回答が得られた。特定建築物である3,000 m²以上が1,427現場（全体の43.2%）で最も多かったが、2,000 m²未満1,109現場（33.6%）、2,000～3,000 m²未満760現場（23.0%）で、3,000 m²未満は1,869現場（56.7%）と、建築物衛生法では義務となっていないにもかかわらず防除を必要とする建築物が数では特定建築物を上回っていた。また、特定建築物（3,000 m²以上）の回答数は圧倒的に東京、愛知、大阪の大都市圏が多く、神奈川、北海道、兵庫が続いた。2,000～3,000 m²未満では東京、愛知、神奈川の順、2,000 m²未満では東京、大阪、愛知の順であった。

3.2 用途

食品取扱い施設〔飲食店、食品販売店〕が2,000～3,000 m²未満で40.1%、特定建築物（3,000 m²以上）では52.5%とウエイトが高かった。特に2,000 m²未満では飲食店が多数を占め、食品販売店を加えると62%で、食品取扱い施設にねずみ昆虫等防除の必要性が高いことが示唆された。3,000 m²以上では事務所用途の比率が40.8%と高かった。

3.3 契約の形態

特定建築物（3,000 m²以上）では調査とその防除が義務化されていることもあって、建

築物全体で年間契約が 85.6%を占めた。一方、義務化されていない 2,000～3,000 m²未満でも 79.1%、2,000 m²未満でも 75.7%で、いずれも害虫防除では年間管理が必要とされることが示唆された。スポット契約は面積が小さくなるほど増える傾向があった。

3.4 契約の受注理由

面積が小さくなるほど、「ねずみ昆虫が多い」という理由により防除を受注していることから、義務としてではなく、ねずみ昆虫等防除の必要性が 3,000 m²未満の建築物であってもより強く認識されていることがうかがえた。

3.5 面積別対象生物の直近の生息状況

ゴキブリの措置水準に該当する建築物は、特定建築物（3,000 m²以上）で 6.2%、2,000 m²未満では 5.0%、2,000～3,000 m²未満で 3.9%と、特定建築物でより高い比率が示され、大規模な建築物における防除の難しさが示唆された。ネズミの許容水準では建物面積が大きくなるほど多くなり、警戒水準と措置水準は建物面積が小さくなるほど多くなる傾向が見られたことから、防鼠構造上、環境整備上からも小規模建築物の方がより問題が多いことが示唆された。

蚊、ハエ・コバエなどでは、許容水準、警戒水準、措置水準の各値は建物面積による差は少なく、措置水準に該当するものは 2%～5%程度であった。

3.6 清掃などの管理状況

3,000 m²以上は 3,000 m²未満に比べて「良い」という回答が多く、「悪い」という回答は少なかった。これは、建築物衛生法の適用を受け、改善の指導によるものと思われる。

3.7 IPM に準じた防除

「IPM を行っている」は 3,000 m²以上で 77.2%、2,000～3,000 m²未満で 71.4%、2,000 m²未満で 70.0%と、3,000 m²以上、3,000 m²未満ともに 70%以上であった。これは特定建築物の防除に取り入れられている IPM が、PCO によって 3,000 m²未満の建築物にまで広がっているものと考えられる。

3.8 オーナーや管理者の協力度

特定建築物においては、「多いに協力してくれる」が 76.7%、「あまり協力してくれない」が 23.3%であったが、3,000 m²未満ではそれぞれ 69.5%、30.5%と協力度は低かった。

4. まとめ

今回のアンケート調査で、回答現場数は 3,000 m²未満が特定建築物を上回り、「ねずみ昆虫が多い」という理由により防除を行っている現場が多いことから、義務としてではなく、ねずみ昆虫防除の必要性は 3,000 m²未満の建築物であってもより強く認識されていることがうかがえた。ねずみ・昆虫等の生息状況は、防除を行っている現場を対象としたため、面積によって生息状況の大きな差異は見られなかったが、ゴキブリの措置水準に該当する比率は、特定建築物でより高く、大規模な建築物における防除の難しさが示唆された。ネズミでは、防鼠構造上、環境整備上からも小規模建築物の方がより問題が多かった。特定建築物においては、「清掃などの管理が良い」「協力度が高い」という回答が多く、また、IPM は、特定建築物以外にも浸透しつつあることが明らかになった。

以上の調査結果から、3,000 m²未満の建築物に対しても、建築物衛生法を適用し、有害生物の防除のための具体的な IPM の導入の後押しをする必要性が示唆された。